

## 保育所の認可について

### 1 設置者の概要

- ・設置者名 社会福祉法人 あおぞら会
- ・所在地 八戸市一番町二丁目 4 番地 13
- ・代表者 理事長 清川 喜美子

### 2 開設予定の施設の概要

- ・施設名 ことり保育園
- ・施設種別 保育所
- ・所在地 八戸市一番町二丁目 4 番地 13
- ・開設時期 平成 29 年 10 月 1 日
- ・開所時間 午前 7 時～午後 7 時
- ・運営方針
  - 1 健康、安全で幸福な生活のために必要な基本的習慣を養い、身体諸機能の調和的発達を図る。
  - 2 子育て家庭や地域と連携を図りながら、保育園としての役割を確実に果たす。
  - 3 子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進するための場を提供するように努める。
  - 4 八戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例のほか、子ども・子育て支援法その他関係法令を遵守し、施設の運営を行うものとする。
- ・特色
  - 1 自然体験や社会体験を重視した行事を行う。  
※野菜栽培、調理体験、乗馬体験、職場訪問、老人施設訪問等。
  - 2 保護者の必要に応じて、時間外保育と一時保育を行う。
- ・利用定員 30 人 (人)

0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	計
2	4	4	6	7	7	30

### 3 これまでの実績

昭和 55 年 4 月から認可外保育施設「ことり保育園」を運営。

### 4 認可の必要性及び子ども・子育て支援事業計画における位置付け

当該施設が立地を予定している地区は、子ども・子育て支援事業計画において「豊崎・上長地区」に位置付けられており、今後、3号認定子どもの利用定員が不足すると見込まれる地区となっている。

当該施設は、子ども・子育て支援事業計画において、当初から2号・3号認定子どもの確保方策として、認可外保育施設から保育所への移行を見込んでいた施設であり、計画どおり保育所が開設されることで、地区内の保育の受け皿確保及び保育の質の向上が図られることから、認可が必要な施設である。

## 保育所 設置認可審査表

### 1 基本事項

名 称	ことり保育園				
所 在 地	八戸市一番町二丁目 4 番地 13				
設 置 者	社会福祉法人 あおぞら会	代 表 者	理事長 清川 喜美子		
開設時期	平成 29 年 10 月 1 日				
認可定員 (利用定員)	2号認定	3号認定	1、2歳児	0歳児	合計(人)
	20	10	8	2	

### 2 認可基準

項目	基準等内容	申請内容	適・否			
<b>(1) 職員配置</b>						
所長	(公定価格上の要件) ・児童福祉事業等に2年以上 ・同等の資質を有する者	○所長 : 清川 秀文 ○保有資格: 無 ○勤務経験: 認可外保育施設に18年従事(うち、園長として11年従事) ※29年9月現在。	<b>適</b>			
保育士	(配置基準)		<b>適</b>			
		年齢		配置基準	児童数	必要配置数
	①	0歳児		× 1/3	2人	① 0.6人
	②	1・2歳児		× 1/6	8人	② 1.3人
	③	3歳児		× 1/20	6人	③ 0.3人
	④	4・5歳児		× 1/30	14人	④ 0.4人
	⑤定員90人以下は1人加配 ⑥保育標準時間認定児童を受け入れる場合は1人加配 ⑦主任保育士1人(公定価格上の専任加算を受ける場合)			⑤ 1人 ⑥ 1人 ⑦ 1人 ①~⑦ 計 <u>6人</u> (小数点以下四捨五入)	<b>適</b>	
			実配置(常勤換算) <u>7.3人</u> (実人員 8人)			
調理員	(配置基準) ・定員40人以下: 1人 ・41人以上150人以下: 2人 ・151人以上: 3人(1人非常勤)	実配置(常勤換算) 1.3人 (実人員 2人)	<b>適</b>			
嘱託医	配置	契約済	<b>適</b>			
嘱託歯科医	配置	契約済	<b>適</b>			

項目	基準等内容	申請内容	適・否
<b>(2) 設備</b>			
設備	乳児室又はほふく室、保育室、遊戯室、医務室、調理室、便所	必要な設備あり	適
保育室等	乳児室： 満2歳未満の園児のうち ほふくしない園児×1.65㎡ ほふく室： 満2歳未満の園児のうち ほふくする園児×3.3㎡ 保育室又は遊戯室： 満2歳以上×1.98㎡	○乳児室 ・基準面積：3.30㎡ ・保有面積：9.93㎡ ○ほふく室 ・基準面積：13.20㎡ ・保有面積：16.58㎡ ○保育室又は遊戯室 ・基準面積：47.52㎡ ・保有面積：63.75㎡	適
屋外遊戯場	満2歳以上×3.3㎡	○基準面積：79.20㎡ ○保有面積：147.47㎡	適
<b>(3) 運営</b>			
保育時間	1日につき8時間を原則	○保育標準時間：7:00～18:00 ○保育短時間：8:30～16:30 ○開所時間：7:00～19:00	適
給食	自園調理（ただし満3歳以上については外部搬入可能）	自園調理	適
保育の内容	保育所保育指針に基づく全体的な計画及び指導計画の策定	策定済	適
<b>(4) 欠格要件</b>			
申請者	下記欠格事由に該当しないこと ・禁錮以上の刑 ・福祉、学校教育、労働関係法令の規定による罰金刑 ・認可取消日又は廃止承認日から5年を経過しない者 ・認可申請前5年以内に保育に関し不正等を行った者	非該当	適
法人役員又は所長	上記と同様の欠格事由に該当しないこと	非該当	適